

○大阪府感染症対策部会（R6.7.2）及び大阪府新型コロナウイルス等対策部会（R6.7.5、8.23、12.17）において、いただいたご意見と行動計画〔第2版〕（案）への反映状況は以下のとおり。

項目	主な委員意見	府行動計画〔第2版〕（案）への反映状況
1 全体	①大阪府は大都市であり、国の方針に基づいては対応が遅れてしまうことがあるため、<u>独自の取組が重要</u>。 【第一回感染症対策審議会】	●府行動計画〔第2版〕（案）には、政府行動計画を踏まえつつ、地域の実情に応じて対応すべく、<u>府独自の取組を多数記載</u>。 ※具体的には、取組の末尾に、 「（独自） ※国等が行うとされる取組を、府等でも取り組むこととしたもの」、 「（独自）」 「（予防計画より抜粋）」 は、府独自の取組。（ただし、「（予防計画より抜粋）」は、一部が府独自である場合あり）

大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画〔第2版〕（案） 委員からのご意見等への対応

項目	主な委員意見	府行動計画〔第2版〕（案）への反映状況
2 情報収集・分析	②・まん延防止等重点措置や緊急事態措置の国への適用要請に当たっては、<u>感染リスクや社会経済に与える影響の両方のエビデンスを提示した上で措置を要請すべき</u>であり、<u>準備期から、訓練等により、社会経済への影響分析をする体制を整備しておくべき</u>。 ・府が全て分析することは困難であり、<u>大学・研究機関等との連携が必要</u>。 <u>研究機関との連携に当たっては、有事に研究機関が即時対応できるよう、平時から連携体制を構築しておくことが必要</u>。 【第一回新型インフルエンザ等対策部会】 ・都市部と地方部で取るべき対策が異なるため、<u>リスク評価を行い、都市部としての対策をしていくことが必要</u>。 ・府独自の対策を行うため、<u>大阪独自の臨床研究ネットワークを構築すべき</u>。 【第一回感染症対策審議会】	●府行動計画〔第2版〕（案）に、府及び地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を中心に、国や感染症指定医療機関、大学・研究機関等と連携した<u>リスク評価体制の整備及び実施について、府独自の取組として記載</u>。 ●府行動計画〔第2版〕（案）に、リスク評価に基づく感染症対策の判断に当たり、<u>府民生活及び府民経済に関する情報や社会的影響について、国や大学・研究機関等が収集又は分析した結果を考慮することを記載</u>。 【府行動計画〔第2版〕（案）の記載内容（例）】 ■ P.47 対応期 3-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価 «独自»※国等が行うとされる取組を、府等でも取り組むこととしたもの 「② 府は、リスク評価に基づく感染症対策の判断に当たっては、<u>府民生活及び府民経済に関する情報や社会的影響についても、国、国立健康危機管理研究機構、大阪公立大学大阪国際感染症研究センター（OIRCID）や大阪大学感染症総合教育研究拠点（CiDER）等の大学・研究機関等が収集又は分析した結果を考慮する。</u>」 ■ P.47 対応期 3-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価 «一部、独自» 「① 府及び地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所は、<u>新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、国内での発生状況、臨床像に関する情報、公衆衛生・医療等への影響等について分析し、包括的なリスク評価を行う。リスク評価は、準備期及び初動期に構築した人的・組織的ネットワークを最大限に活用し、国や国立健康危機管理研究機構（実地疫学専門家養成コース（FETP）大阪拠点を含む。）、感染症指定医療機関、大阪公立大学大阪国際感染症研究センター（OIRCID）や大阪大学感染症総合教育研究拠点（CiDER）等の大学・研究機関、検疫所、保健所、地方衛生研究所、市町村、医療関係団体等からの情報、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報等のほか、感染動向に関する様々なシミュレーションの結果等の情報収集・分析に基づき、行う。</u>」 情報収集・分析に係るネットワーク（イメージ） ※記載以外にも、関係機関・民間企業等含めて連携

大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画〔第2版〕（案） 委員からのご意見等への対応

項目	主な委員意見	府行動計画〔第2版〕（案）への反映状況
2 情報収集・分析	③患者データを収集する仕組みを府として構築すべき。 【第一回感染症対策審議会】	●府行動計画〔第2版〕（案）に、患者情報の一元化等、府独自の取組を記載。 【府行動計画〔第2版〕（案）の記載内容（例）】 ■P.59 初動期 2-1. 情報提供・共有 «予防計画» 「① 府等は、国から示される感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、府民等に対し、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。 特に、<u>患者情報等については、「大阪府・保健所設置市等感染症連携会議」等を通じて、公表内容について協議の上、府で一元的に公表するとともに、発生動向調査の結果については、大阪府感染症情報センターで公表する。」</u> ■P.51 初動期 1-2. 平時に行う感染症サーベイランス 「② 府等は、国立健康危機管理研究機構等と連携し、指定届出機関からインフルエンザ患者の検体を入手し、インフルエンザウイルスの型・亜型、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を平時から把握するとともに、<u>感染症サーベイランスシステムを活用し、発生状況等について共有する。」</u>
	④・リスク評価のためにはリアルタイムの情報が必要である。リアルタイムの情報をどう取り込んでいくかがリスク評価には重要であり、民間企業のデータも活用していくべき。 ・社会経済への影響についての情報収集に関して、公的機関や関西の経済予測をしている民間のシンクタンク等と、有事に備えて連携しておくことが重要。 【第二回新型インフルエンザ等対策部会】	●第3部第2章「情報収集・分析」に記載している情報収集・分析にかかるネットワークの図表注釈に「民間企業等含めて連携」という文言を追加し、民間企業等とも連携を行っていく。

大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画〔第2版〕（案） 委員からのご意見等への対応

項目	主な委員意見	府行動計画〔第2版〕（案）への反映状況
3 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	⑤・行政が発信する情報と住民が知りたい情報との乖離がある。的確な情報をどう発信するのか等、<u>双方向のコミュニケーションを行う仕組みを考えていくことが必要。</u> ・リスクコミュニケーションに関しては、<u>大阪大学感染症総合教育研究拠（CiDER）や大阪公立大学大阪国際感染症研究センター（OIRCID）との連携が可能ではないか。</u> ・リスクコミュニケーションは、<u>専門家に意見を聴きながら、双方向として府民の声を踏まえ対応していくことが必要。</u> 【いずれも第一回感染症対策審議会】 ・政策決定過程において、様々な利害関係者の懸念や意見を聴いた上で方針を決定し、エビデンスや対策の方針決定理由を府民等に説明することが必要。<u>それが双方向のリスクコミュニケーションであり、有事に機能させるためにも、平時から取り組んでいくことが必要。</u> 【第一回新型インフルエンザ等対策部会】	●リスクコミュニケーションについては、政府行動計画を踏まえ、<u>新たに府行動計画〔第2版〕（案）に記載。今後、必要に応じて専門的知見を有する者等からの助言等を踏まえ、平時からのリスクコミュニケーションに関する取組を推進していく。</u> 【府行動計画〔第2版〕（案）の記載内容（例）】 ■ P.58 準備期 1-2.情報提供・共有方法等の検討 «一部、独自» 「① 府等は、府民等への情報提供・共有方法や、府民向けのコールセンター等の設置を始めとした府民等からの相談体制の整備方法、<u>リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の住民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。なお、府は、必要に応じて専門的知見を有する者等からの助言等を踏まえ、検討を行う。</u>」 「② 府等は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である府民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、府民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理する。なお、府は、必要に応じて専門的知見を有する者等からの助言等を踏まえ、検討を行う。」 ■ P60 初動期 2-2. 双方向のコミュニケーションの実施 «一部、独自» 「 府等は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の府民等への周知、Q&Aの公表、府民向けのコールセンター等の設置等を通じて、府民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。また、<u>SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。なお、府は、必要に応じて専門的知見を有する者等からの助言等を踏まえ、取り組む。</u>」 ■ P62 対応期 3-2. 双方向のコミュニケーションの実施 «一部、独自» 「 府等は、初動期に引き続き、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の府民等への周知、Q&Aの公表、府民向けのコールセンター等の設置等を通じて、府民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。また、<u>SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。なお、府は、必要に応じて専門的知見を有する者等からの助言等を踏まえ、取り組む。</u>」

大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画〔第2版〕（案） 委員からのご意見等への対応

項目	主な委員意見	府行動計画〔第2版〕（案）への反映状況
3 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	⑥科学的根拠は、<u>状況によって変化していくものであることから、政策判断の根拠を府民等に理解いただくことが必要であるとともに、効果的な啓発について事前に効果検証しておくことが望ましい。</u> 【第一回新型インフルエンザ等対策部会】	●<u>有事には、病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、</u>その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、政策判断の根拠、従前からの変更点や変更理由等を含め、<u>分かりやすく説明を行う等し、府民等の理解・協力を求めることを、府独自の取組として記載。</u> 【府行動計画〔第2版〕（案）の記載内容（例）】 ■P.63 対応期 3-4. リスク評価に基づく方針の情報提供・共有 「独自」※国等が行うとされる取組を、府等でも取り組むこととしたもの 「<u>病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応する。</u> 3-4-1. 封じ込めを念頭に対応する時期 （略） 3-4-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期 （略） 3-4-3. 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期 （略）」

大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画〔第2版〕（案） 委員からのご意見等への対応

項目	主な委員意見	府行動計画〔第2版〕（案）への反映状況
3 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	⑦情報リテラシーや科学的リテラシーを身に着けることが必要。 【第一回新型インフルエンザ等対策部会】	●府行動計画〔第2版〕（案）に、府民等に対する感染症に関する基本的な情報等を平時から情報提供・共有や、府民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られる取組（情報教育 等）について記載。 【府行動計画〔第2版〕（案）の記載内容（例）】 ■P.57 準備期 1-1-1.感染対策等に関する啓発 「① 府等は、<u>平時から、国から提供される、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、各種媒体を活用し、府民等に情報提供・共有を行う。</u> また、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、府及び市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等が互いに連携しながら、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、子どもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。 あわせて、府等は、<u>高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報提供・共有ができるよう、平時における感染症情報の提供・共有においても適切に配慮する。これらの取組を行うに当たっては、府は、市町村との連携を図る。」</u> ■P.58 準備期 1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発 「<u>府等は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミック（信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況）の問題が生じ得ることから、府民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。</u> また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、府民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。これらの取組を行うに当たり、府は、市町村との連携を図る。」 ■P.63 対応期 3-4. リスク評価に基づく方針の情報提供・共有 「<u>病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応する。</u> 3-4-1. 封じ込めを念頭に対応する時期 （略） 3-4-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期 （略） 3-4-3. 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期 （略）」

大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画〔第2版〕（案） 委員からのご意見等への対応

項目	主な委員意見	府行動計画〔第2版〕（案）への反映状況
4 まん延防止	⑧緊急事態措置やまん延防止等重点措置において、<u>府民等が具体的にどのような行動を取るのかという行動指針を示していただきたい。</u> 【第一回感染症対策審議会】	●府行動計画〔第2版〕（案）の第6章「まん延防止」（P70～P79）に、「時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方」等について記載し、リスク評価に基づいて柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくこととしている。 また、「府行動計画ガイドライン まん延防止」において、具体的な事業者への要請内容等が記載されている。
	⑨広域連合の位置づけを計画に盛り込むとともに、<u>広域での専門家のネットワーク構築等、広域で連携して対応していくことが必要。</u> 【第一回新型インフルエンザ等対策部会】	●府行動計画〔第2版〕（案）に、関西広域連合を含め、広域で取組を行っていくことについて記載。 【府行動計画〔第2版〕（案）の記載内容（例）】 ■P.3 概要 第6章 まん延防止 «独自» 「なお、関西圏は、近隣の都道府県と生活圏・経済圏が一体であり、人の往来が多いことから、平時より<u>関西広域連合等を通じ、近隣の都道府県と情報共有を進めるとともに、連携してまん延防止対策を実施する。</u>」 ■P.27 第5節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担 （2）地方公共団体の役割 «独自» 「また、新型インフルエンザ等への対応では地方公共団体の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、地方公共団体間の広域的な連携についても積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。 そのため、<u>府は、複数の都道府県にわたり新型インフルエンザ等が発生した場合、関係する都道府県で構成される対策連絡協議会の設置や、関西広域連合又は関係する都道府県との間で、感染症の発生の動向等の情報提供・共有、感染予防・まん延防止に係る対策等、連携体制を強化し、広域で感染症対策を進める。</u>」

大阪府新型コロナウイルス等対策行動計画〔第2版〕（案） 委員からのご意見等への対応

項目	主な委員意見	府行動計画〔第2版〕（案）への反映状況
5 ワクチン	⑩・科学的エビデンスに基づいた情報発信を行う主体を決めておくことや、科学的根拠に基づいた説明を行った上で接種について個人の判断に任せることが必要。 ・サイエンスの分野で新規の内容に関してはエビデンスに基づいて議論すべき。 【第一回感染症対策審議会】	●府行動計画〔第2版〕（案）に、<u>行政が医療機関等と連携し、予防接種の意義等について情報提供・共有等を行うことを記載。</u> 【府行動計画〔第2版〕（案）の記載内容（例）】 ■P.82 準備期 1-4. 情報提供・共有 «独自» ※国等が行うとされる取組を、府等でも取り組むこととしたもの 「府及び市町村は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、府民に対し、<u>予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行う。また、新型コロナウイルス等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について、ホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、府民の理解促進を図る。</u>」 ■P.85 対応期 3-6. 情報提供・共有 «独自» ※国等が行うとされる取組を、府等でも取り組むこととしたもの 「① 府及び市町村は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、府民に対し、<u>予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行う。</u> また、府民に対し、<u>接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者や接種頻度、副反応疑い報告及び健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行う。</u> <u>くわえて、府民が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報に基づき、科学的に正確でない受け取られ方がなされ得る情報への対応を行う。</u> ② 市町村又は府は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について府民への周知・共有を行う。」

大阪府新型コロナウイルス等対策行動計画〔第2版〕（案） 委員からのご意見等への対応

項目	主な委員意見	府行動計画〔第2版〕（案）への反映状況
6 医療提供体制	⑪医療提供体制については、<u>医療機関間での役割分担の元、民間病院が受入れしやすい体制づくりを検討すべき。その際、病院経営への考慮も必要。</u> 【第一回感染症対策審議会】	●府行動計画〔第2版〕（案）に、<u>新型コロナ対応の経験を踏まえ、医療機関の機能等を踏まえ、医療機関と協議の上、協定を締結し、医療提供体制を整備することを記載</u>（大阪府感染症予防計画（第6版）にも記載）。また、有事においては、新型インフルエンザ等感染症等の性状や感染状況、医療機関の規模や機能、地域の医療提供体制全体の状況等を十分に勘案して要請の必要性を判断したうえで、<u>協定締結医療機関に対し、段階的に要請を行うこと</u>、医療提供の要請を行うに当たっては、<u>医療関係団体をはじめ、感染症に関する専門家等の意見を踏まえ、行うことを記載</u>（大阪府感染症予防計画（第6版）にも記載）。なお、医療措置協定に基づき医療提供を行う医療機関に対しては、<u>協定において、府の予算の範囲内において、府が医療機関に補助を行うこと</u>（詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定める）を記載。 【府行動計画〔第2版〕（案）の記載内容（例）】 ■P.88 準備期 1-1. 医療措置協定に基づく医療提供体制の整備 <予防計画> 「① 府は、<u>新型コロナ対応を念頭に、平時から、各医療機関の機能や役割に応じ、医療機関との間で、新型インフルエンザ等発生時における病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結し、医療提供体制を整備する。</u>」 ■P.94 初動期 2-3. 医療措置協定に基づく医療提供体制の構築 <独自> 「④ 府は、国からの要請を踏まえ、対応期において流行初期の協定締結医療機関による医療提供体制が遅滞なく確保できるよう、これらの医療機関に対し、医療提供体制及び物資の確保についてその時点の状況を確認する等、対応の準備を進める。 また、<u>新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後は、新型インフルエンザ等の性状や感染状況、医療機関の規模や機能、地域の医療提供体制全体の状況等を十分に勘案して要請の必要性を判断した上で、流行初期の協定締結医療機関に対し、段階的に要請を行う。</u> なお、<u>協定締結医療機関に対し、医療提供の要請を行うに当たっては、医療関係団体を始め、感染症に関する専門家等の意見を踏まえ、行う。</u>」

項目	主な委員意見	府行動計画〔第2版〕（案）への反映状況
6 医療提供体制	⑫医療提供体制については、<u>医療機関間での役割分担の元、民間病院が受入れしやすい体制づくりを検討すべき。その際、病院経営への考慮も必要。</u> 【第一回感染症対策審議会】	【府行動計画〔第2版〕（案）の記載内容（例）】 ■ P.99 対応期 3-3-1. 医療措置協定に基づく医療提供体制の構築 «独自» 「② 府は、<u>協定締結医療機関に対して、医療措置協定に基づき必要な医療を提供するよう要請するに当たっては、医療提供体制及び個人防護具の確保について、その時点の状況を確認し、必要な診療体制を整備できる状況であることを前提とした上で、新型コロナウイルス等の性状や感染状況、医療機関の規模や機能、地域の医療提供体制全体の状況等を十分に勘案して要請の必要性を判断し、段階的に要請を行う。また、府が協定締結医療機関に対し、医療提供の要請を行うに当たっては、医療関係団体を始め、感染症に関する専門家等の意見を踏まえ、行う。」</u> 新型コロナウイルス等の発生から流行初期期間経過後までの医療提供体制確保（イメージ図） ※流行初期期間のうち、流行初期医療確保措置の対象期間(終期)については、政令で規定

大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画〔第2版〕（案） 委員からのご意見等への対応

項目	主な委員意見	府行動計画〔第2版〕（案）への反映状況
6 医療提供体制	⑬平時からの備えとして、<u>感染症に関する人材育成について記載いただきたい。</u> 【第一回感染症対策審議会】	●府行動計画〔第2版〕（案）に、<u>人材の育成等について記載。</u> 【府行動計画〔第2版〕（案）の記載内容（例）】 ■P.90 準備期 1-3. 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等 «予防計画» 「① 府、医療機関及び関係団体は、医療人材等の研修や訓練を実施又は職員等に国立健康危機管理研究機構等において実施される感染症に関する講習会や関係学会等が実施するセミナーに積極的に参加するように促すことにより、<u>人材の感染症に関する知識の向上を図る。</u> あわせて、府は、<u>感染症に関する人材の養成及び資質の向上のため、大学を始めとする、医師や看護師等の医療関係職種</u>の養成課程や大学院等との連携を図る。 保健所は、<u>新型コロナ対応で培ったネットワークを活用しながら、</u>平時から、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等との連携強化に加え、これらの医療機関や公益社団法人大阪府看護協会感染管理地域ネットワーク等と連携しながら、<u>地域の医療機関等への研修・訓練等への支援を行う。」</u> ■P.44 準備期 1-3.人員の確保 «独自» ※国等が行うとされる取組を、府等でも取り組むこととしたもの 「府等及び地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所は、情報収集・分析の円滑な実施のため、平時において、<u>国等が実施する研修等への職員の積極的な参加の働き掛けや実地疫学専門家養成コース（FETP）への職員派遣等による多様な背景の専門性（公衆衛生や疫学、データサイエンス等）を有する感染症専門人材の育成、人員確保、有事に向けた訓練等を行うとともに、これらの知識を習得した者について、地方衛生研究所や保健所等において活用する。」</u>
	⑭予防計画に倣い、歯科に関する取組も追記いただきたい。 【第二回新型インフルエンザ等対策部会】	●第3部第8章「医療」初動期において、以下の文言を追記。 ■P.89 準備期 1-1.医療措置協定等に基づく医療提供体制の整備 「② 歯科医療について、<u>新型インフルエンザ等の発生及びまん延時に緊急的な歯科治療を要する場合に備え、歯科を有する病院は、地域の歯科診療所と連携体制の構築に努めるとともに、歯科医療における適切な感染防止対策に係る情報共有を図るなど、</u>平時から、<u>新型インフルエンザ等に備えた対策を進める。」</u>
	⑮地域の薬局、薬剤師は自宅療養・発熱外来の患者に対する地域の医薬品の供給拠点として、夜間・休日も含めて体制を整備している。地域の薬局についても記載いただきたい。 【第二回新型インフルエンザ等対策部会】	●第3部第8章「医療」対応期において、以下の文言を追記。 ■P.98 対応期 3-3-1. 医療措置協定に基づく医療提供体制の構築 イ 発熱外来体制 「なお、<u>発熱外来体制の整備に当たっては、地域の薬局による服薬指導等が必要となることから、府は、自宅療養者等への服薬指導等を行う医療措置協定を締結した薬局に対しても併せて要請を行う等し、医療機関が連携して患者に対応できる体制を整備する。」</u>